第

1805

号



1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 5月 17日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## 4 遺族年金と所得税

Q:会社員の夫が死亡し、先日、厚生年金 保険から遺族年金が支給される旨の通知を受 けました。

ところで、この遺族年金にも所得税が課税 されるのでしょうか。

**A**: 所得税は課税されません。

## 【解説】

厚生年金や国民年金などの被保険者であっ た人が亡くなったときは、遺族に対して遺族 年金が支払われます。

ところで、所得税は、本来納税義務者に帰 属するすべての所得に課税されますが、その 所得の性質や担税能力、あるいは社会政策上 の見地からみて、所得税を課税することが適 当でないものや、課税対象から除外すること が相当なものがあり、これらを非課税所得と 呼んでいます。

ご質問の遺族年金については、「遺族の受 ける恩給及び年金(死亡した者の勤務に基づ いて支給されるものに限ります)」が所得税 法の規定により非課税所得に該当しますので、 所得税は課税されません。遺族年金は、その 遺族に対する生活保障的な性格を持っている ところから、非課税所得とされているもので

ちなみに、障害を負った時に受給できる障 害年金は遺族年金と同様に非課税ですが、歳 を取った時に受給できる老齢年金は雑所得と して所得税が課税されます。







